

シンポジウム

えん罪被害と 再審法改正を考える

Zoomウェビナーを併用した
ハイブリッド方式

参加費無料 当日参加可

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つであり、そして、再審はえん罪被害者を救済する最終手段です。当会では、今年度に再審法改正実現本部を設置し、2023年5月30日の定期総会で「えん罪被害者を速やかに救済するための再審法改正の実現を求める決議」を採択し、LIBRA2023年10月号で「今こそ変えよう！再審法—えん罪被害者の速やかな救済のために—」の特集を行う等、刑事訴訟法第4編「再審」（再審法）の改正の実現に向けて活動しています。

えん罪被害者をすみやかに救済するためには、再審法を改正し、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化、再審開始決定に対する検察官による不服申立の禁止が必要不可欠です。

本シンポジウムに参加し、共に再審制度について考えてみませんか。



2024年

3月16日 午後1時～午後4時
(開場:午後0時30分)

弁護士会館2階 **クレオBC**

第1部

えん罪被害者によるリレートーク

菅家 利和 氏 (足利事件)

青木 恵子 氏 (東住吉事件)

西山 美香 氏 (湖東事件)

第2部

再審法改正に関わる法律家の対談

村山 浩昭 弁護士

(東京弁護士会会員・袴田事件で再審開始を決定した元裁判官)

指宿 信 教授 (成城大学教授)